

京都市高齢者施策推進協議会	
第2回(R7.8.22)	資料2

京都市高齢者施策推進協議会の運営方法等について

1 目的

プランの進捗状況の点検・評価及び次期プランの内容等に関する協議を含め、広く高齢者福祉の推進に資する協議を行います。

2 委員構成

学識経験者や医療、介護、保健、福祉の関係者、公募により選定された市民の方等を委員として構成しています。

3 位置付け

地方自治法第138条の4第3項（※1）の規定により法律、条例に基づき設置する附属機関（※2）です。

※1 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

※2 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより本市が設置するもので、次の各項目のすべてに該当する機関

- (1) 市職員以外の者が参加するもの
- (2) 調停、審査、審議又は調査を行うもの
- (3) 合議体として一定の結論（両論併記を含む。）を導き出すもの

4 京都市高齢者施策推進協議会の構成

京都市高齢者施策推進協議会は、本会と部会（以下、ワーキンググループという。）で構成されます。

ワーキンググループは、議題を本会に諮る前の論点整理や協議会開催後の細部検討、特定の事項の協議を目的として設置しています。

ワーキンググループには、常任ワーキンググループとして、「高齢者保健福祉計画ワーキンググループ」、「介護保険事業計画ワーキンググループ」の2つがあり、推進協議会委員は、特別委員1名を除き、いずれか1つのワーキンググループに所属していただきます。

また、特別ワーキンググループとして、「介護保険施設等事業者選定ワーキンググループ」、「在宅医療・介護連携ワーキンググループ」があり、協議事項に関連する推進協委員に所属していただきます。別紙1、別紙2

5 開催頻度（推進協議会本部）

各年度、1回～6回程度の開催を予定しています。

※ 推進協議会（本部）とは別に各ワーキンググループ（部会）を年1～3回程度開催予定

6 会議の開催方法について

(1) 開催手法について

原則、対面開催とします。

ただし、対面での参加が難しい場合はZOOMを用いたオンライン参加を可能とします。また、委員が同時に集まって開催することが困難な場合等は書面開催とする場合があります。

(2) 公開・非公開の取扱いについて

京都市市民参加推進条例第7条第1項の規定により、本部及びワーキンググループについては、原則公開とします。

ただし、議論する事項が「京都市情報公開条例」第7条に定める「非公開情報」（※）に該当する場合や、法令等（条例を含む）により非公開と定められている場合は非公開とします。

※ 「京都市情報公開条例」第7条に定める「非公開情報」

- | | |
|--------------|-----------------|
| 1 個人情報 | 2 行政機関等匿名加工情報 |
| 3 法人等事業活動情報 | 4 公共の安全、秩序の維持情報 |
| 5 審議、検討、協議情報 | 6 事務又は事業遂行情報 |
| 7 法令秘等情報 | |

7 京都市高齢者施策推進協議会規則について

資料1のとおり（前任期から変更ございません。）

京都市高齢者施策推進協議会(本会)

ワーキンググループ(部会)

常任ワーキンググループ

高齢者保健福祉計画ワーキンググループ

高齢者の生活支援や認知症高齢者支援の推進, 地域包括支援センターの適切な運営など, 高齢者保健福祉計画の進捗管理・策定等について議論する。

【主な協議事項】

- 1 ひとり暮らし高齢者への生活支援などの高齢者保健福祉一般施策
- 2 健康づくりと介護予防, 社会参加の推進
- 3 地域包括支援センターの適切な運営
- 4 認知症高齢者支援の推進
- 5 高齢者の権利擁護の推進(成年後見等)
- 6 高齢者を支えるネットワークの構築
- 7 高齢者が安心して暮らせる住まい環境づくり
- 8 地域における高齢者の実態の把握

介護保険事業計画ワーキンググループ

介護サービス量及び事業費の推計や介護保険事業の円滑な実施など, 介護保険事業計画の進捗管理・策定等について議論する。

【主な協議事項】

- 1 介護サービス量及び事業費の推計
- 2 介護保険事業の円滑な実施
- 3 介護サービスの充実(基盤整備等)
- 4 介護サービスの質的向上(事故・苦情等)
- 5 介護・福祉に従事する担い手の確保・定着及び支援

特別ワーキンググループ

介護保険施設等事業者選定ワーキンググループ

介護保険施設等の設置・運営を行う事業候補者について, 多角的な見地から選定を行う。

【主な協議事項】

- 1 事業候補者の募集要項及び選定基準に関する事項
- 2 事業候補者の選定に係る事項
(地域密着型サービス事業者の選定を含む)

在宅医療・介護連携ワーキンググループ

在宅医療・介護連携の推進を図るため, 取組の充実や課題の対応策等について議論する。

【主な協議事項】

- 1 在宅医療と介護の連携の推進
- 2 今後の在宅医療・介護連携のあり方に関する事項

(別紙2)

京都市高齢者施策推進協議会委員名簿（事務局案）

(五十音順・敬称略、氏名の後ろの◎は会長、○は会長職務代理者、WGの☆は部会長)

氏 名	所属団体・役職など	ワーキンググループ			
		常任WG		特別WG	
		高齢者 保健福祉	介護保険 事業	在宅医療 介護連携	事業者 選定
麻 田 博 之	(一社)京都府理学療法士会会長			○	
岩 井 増 枝	京都市民生児童委員連盟理事				
荻 野 達 也	京都商工会議所理事				
奥 本 喜 裕	(一社)京都地域密着型サービス事業所協議会会長			○	
小 柳 津 治 樹	(一社)京都府医師会理事			○	○
笠 原 あ け み	NPOきょうと介護保険にかかわる会副理事長				
河 合 雅 美	(公社)認知症の人と家族の会京都府支部代表				
河 嶋 智 子	市民公募委員				
河 野 亘	(一社)京都府歯科医師会理事			○	
喜 多 晃 子	京都弁護士会弁護士				○
源 野 勝 敏	京都市地域包括支援センター・在宅介護支援センター連絡協議会顧問			○	
児 玉 賢	(一社)京都府薬剤師会常務理事			○	
児 玉 直 久	(一社)京都市老人福祉施設協議会会長			○	
小 辻 寿 規	市民公募委員				
佐 々 木 満 美 子	(一社)京都府訪問看護ステーション協議会副会長			○	
志 藤 修 史	大谷大学社会学部教授				
清 水 紘	京都府慢性期医療協会会長			○	
寺 内 成 子	京都市地域女性連合会理事				
中 平 克 樹	(公社)京都府介護支援専門員会副会長			○	
中 村 英 弘	(公社)京都府柔道整復師会理事			○	
中 山 英 之	(一社)京都市老人クラブ連合会常務理事・事務局長				
橋 元 春 美	(公社)京都府看護協会専務理事			○	
平 野 淳 裕	日本労働組合総連合会京都府連合会副会長				
福 富 昌 城	花園大学社会福祉学部社会福祉学科教授				○
藤 田 邦 雄	市民公募委員				
藤 松 素 子	佛教大学社会福祉学部教授				
丸 山 貴 司	(一社)京都府介護老人保健施設協会理事			○	
山 田 康 之	京都府福祉人材・研修センター所長				
吉 川 彰	(福)京都市社会福祉協議会事務局次長			○	
北 澤 達 夫	税理士・特定社会保険労務士				○